

○松山広域福祉施設事務組合職員証規則

制 定 平成 11 年 12 月 1 日規則第 3 号
改 正 令和 2 年 3 月 31 日規則第 1 号
令和 7 年 3 月 31 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、職員に対し交付する松山広域福祉施設事務組合職員証（以下「職員証」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 前条の職員とは、一般職の職員（組合長が定める職員を除く。）をいう。

(職員証の交付)

第 3 条 組合長は、新たに職員になった者に対し、その身分を明らかにするため、この規則の定めるところにより職員証（様式第 1 号）を交付する。

2 職員証は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 様式第 1 号

(2) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。） 様式第 1 号の 2

(3) 臨時的に任用された職員 様式第 1 号の 3

3 前条に規定する者のほか、組合長は、特に必要があると認めた者に対し、職員証を交付することができる。

(職員証の携帯)

第 4 条 職員は、職務に従事するときは、常に職員証を携帯しなければならない。

(再交付)

第 5 条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに再交付申請書（様式第 2 号）により申し出るとともに、現に交付されている職員証を返還し（第 1 号に該当する場合を除く。）、職員証の再交付を受けなければならない。

(1) 職員証を紛失したとき。

(2) 記載事項に変更があったとき。

(3) 職員証を著しく汚損し、又は毀損したとき。

2 組合長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出をした職員に対し、職員証を再交付する。

(禁止行為)

第6条 職員は、職員証に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること。
- (2) 他人に使用させ、又は本人以外のものを使用すること。
- (3) 記載事項を改ざんすること。

(返還)

第7条 退職その他の理由により職員の身分を有しなくなった者は、速やかに職員証を返還しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (平成11年12月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年3月31日規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年3月31日規則第3号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

松山広域福祉施設事務組合職員証

写 真

氏 名

発行日 年 月 日

有効期限 年 月 日

この者は、松山広域福祉施設事務組合職員であることを証明する。

松山広域福祉施設事務組合 印

様式第 1 号の 2 （第 3 条関係）

松山広域福祉施設事務組合職員証

写 真

氏 名

発行日 年 月 日

有効期限 年 月 日

この者は、松山広域福祉施設事務組合会計年度任用職員であることを証明する。

松山広域福祉施設事務組合 印

様式第 1 号の 3 （第 3 条関係）

松山広域福祉施設事務組合職員証

写 真

氏 名

発行日 年 月 日

有効期限 年 月 日

この者は、松山広域福祉施設事務組合臨時的任用職員であることを証明する。

松山広域福祉施設事務組合 印

年 月 日

再 交 付 申 請 書

（宛先）松山広域福祉施設事務組合長

下記の理由により，再交付していただきたく申請いたします。

所 属		職 名	
職員番号		氏 名	
再交付理由	1 職員証又は名前札を紛失したため。 2 職員証又は名前札の記載事項に変更が生じたため。 3 職員証又は名前札を汚損（毀損）したため。		
原因発生日	年 月 日		